

40 歳未満の健診情報を活用した特定健診等実施率向上フォローアップ事業 委託仕様書

本仕様書は、愛知県(以下「甲」という。)が委託により実施する「40 歳未満の健診情報を活用した特定健診等実施率向上フォローアップ事業」を受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

40 歳未満の健診情報を活用した特定健診等実施率向上フォローアップ事業

2 目的

市町村で実施している 40 歳未満健診の情報分析を行い、受診者の状況、健康課題等を明らかにし、効果的な情報活用支援をすることで、40 歳未満の国保被保険者の健康の保持増進と健診の習慣化を図り、市町村国保の生活習慣病対策を推進し、特定健診・特定保健指導実施率向上に寄与する。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

1) 事前説明会の実施

- ・乙は令和 6 年度に 40 歳未満の健診情報を活用した特定健診等実施率向上事業において個別支援を実施した 5 市町に対し、フォローアップを行うにあたり、スケジュールや取組等の事前説明を実施する。開催方法は訪問または ZOOM 等を活用したオンラインにより実施する。

2) 個別支援を実施した市町（5 か所）のフォローアップ

- ・乙は令和 6 年度に 40 歳未満の健診情報を活用した特定健診等実施率向上事業において個別支援を実施した 5 市町に対して、その支援内容へのフォローアップを行う。原則として訪問は 2 回以上とする。ただし、初回訪問以外は状況に応じて ZOOM 等を活用したオンラインによる実施等に振替え可能とする。
- ・フォローアップについては、以下に記載の支援した事業に対する相談助言とし、可能な限り各市町が事業終了後も自走して実施できるよう健診データの活用方法、提供資材のブラッシュアップや体制構築の支援を行う。
 - ①40 歳未満の被保険者に対する健診による健康管理の習慣化を図る支援（例：健診結果の読取方法、健診結果の経年的変化と生活習慣の関わりについての理解の促進等）や、適切な生活習慣への行動変容を促す自己決定について情報提供する啓発媒体の作成及び提供による支援
 - ②40 歳未満の被保険者の健康状態の見える化から地域の健康課題の特性を示して、低迷している 40・50 歳代の特定健診受診勧奨に役立つ啓発媒体の作成及び提供による支援
 - ③40・50 歳代の特定健診受診勧奨に係る保健事業企画支援等治療勧奨対象者・保健指導者の課題、ターゲットの明確化支援、デジタル化支援、保健事業企画支援等

- ・フォローアップの実施にあたっては、各市町に令和6年度に支援した事業の取組状況やフォローアップを希望する内容等を確認のうえ実施する。
- ・甲は全市町村の以下のデータを一括で提供することとし、乙は各市町の支援内容に応じて活用することとする。

- ①国保台帳データ (CSV) 2022～2024 年度
- ②特定健診データ (CSV、FKAC171) 2022～2024 年度
- ③特定保健指導データ (CSV、FKAC165) 2022～2024 年度
- ④レセプトデータ (CSV、21 RECODEINFO_MED) 2022～2024 年度
(CSV、22 RECODEINFO_DPC) 2022～2024 年度
(CSV、23 RECODEINFO_DEN) 2022～2024 年度
(CSV、24 RECODEINFO_PHA) 2022～2024 年度

※詳細は契約後別途甲と協議することとする。

5 スケジュール (予定)

- 6 月 契約締結
- 6～7 月 フォローアップについての事前説明会
- 7～8 月 市町に対してヒアリング
- 9～3 月 提供資材のブラッシュアップと体制構築支援
- 3 月 報告書提出

6 成果物の提出等

- (1) 成果品の内容及び形態
 - ア 個別支援で作成したツール類
 - イ 本事業の実施報告書
 - ウ ア～イの電子データ (外部記憶媒体に保存) 及び紙媒体を各 1 部
- (2) 納入期限 令和8年3月31日 (火) まで
- (3) 納入場所 愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課

7 個人情報の保護等

乙は本業務の履行に際して、愛知県情報セキュリティポリシーのほか、個人情報の保護に関する法律および厚生労働分野における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン等を遵守し、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

なお、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

また、本業務に必要な個人情報に関わるデータの提供を受けた場合には、業務完了後、返還又は乙において消去すること。

8 その他

- (1) その他、本事業の実施に関しての詳細は、甲と乙が協議して定める。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は契約金額の範囲内で実施する。